



児童心理治療施設の歴史と今後について

全国児童心理治療施設協議会（全国情短施設協議会）前会長・顧問 細江 逸雄

児童心理治療施設は1962（昭和37）年児童福祉法の一部改正施行により制定されました

開設後60年と児童福祉施設では最も歴史の短い施設です。設置から55年間は、「情緒障害児短期治療施設（以下情短施設）」の呼称でしたが、2017（平成29）年の児童福祉法改正により現在の「児童心理治療施設」に変更されました。

青少年の「こころの問題」はその時代の社会状況を「投影している影の部分」と言えます。それは 社会生活のストレスが家族関係に影を落とし、さまざまな「こころの問題」が生じます。情短施設は、その時代、時代に生ずる青少年の「こころの問題」に積極的に対応してきました。以下、入所児童の変化と情短施設の背負ってきたものについて述べます。

情短施設設置の背景、1960年代高度経済成長の中で、戦後の少年非行の第2次ピーク、青少年の自殺増加等への危機感が存在しました。その対応のため、児童福祉法の一部改正により情短施設が法制化されました。その設置理念は、従来の児童福祉施設の「保護と管理」ではなく、「心理療法的視点を取り入れた、心の成長と問題の予防」の視点を踏まえ、欧米のモデルを取り入れたものでした。小学生年齢の軽度の非行児童を対象に6カ月程度の支援を行うこととされていました。1960年代、岡山県をはじめ3カ所、1970年代長野県をはじめ5カ所が、いずれも自治体により設置されました。1970年代後半から1980年代にかけて、バブル経済、企業活動の活発化により、父親の不在、母親の孤立化、不安の増大、家族の個別化等により家族機能の弱体化が進行する中、いじめによる自殺、さらに登校拒否（不登校）児童の増加を背景に、戸塚ヨットスクール事件、西尾いじめ自殺事件等社会問題が生じ、その対応が求められました。情短施設の入所は不登校児童が支援の主な対象となります。さらに中学生、高校生

の思春期児童への対応が増加しています。

1990年代から2000年にかけて、バブル経済の崩壊、リストラ、就職率の低下、非雇用者の増加等を背景に、家庭内ストレス、家族内の緊張、葛藤の増加等による、育児不安、児童虐待等の増加が社会問題となります。他方、落ち着きのない児童（多動、注意散漫、衝動性をコントロールできない等）「軽度発達障がい」児童も増加しています。こうした状況の中、全国各地で「児童虐待死亡事件」が多発し、社会問題になっています。2000（平成12）年に「児童虐待防止法」が施行され、被虐待児童の「保護」「支援」「発生予防」が行われるようになりました。こうした中、児童、家庭への支援システムを持つ、情短施設への期待、社会的ニーズが高まりました。以後、情短施設の設置が増加し、民間福祉法人主体に設置が進み、2022（令和4）年現在、設置数は53です。また入所児童の7、8割が虐待ケースで、さまざまな対応困難ケースが多くなっています。

こうした中で各施設がさまざまな技法、支援方法を試み、実践しています。その実践については、協議会発行の「心理治療と治療教育」（児童心理治療施設研究紀要）に記載され、各施設職員で共有されています。例えば「総合関係療法の包括性と構造化」「トラウマインホームドケアのとりくみ」「ホースセラピーの心理的効果についての量的検討」「児童の発達や特徴に合わせた生活のデザインとグループ活動の位置付け」等が最新の紀要に記載されています。また毎年、全施設を対象にした、「児童の臨床統計をICD—10（ラターによる多軸診断分類）により実施し、児童の状況の分類と支援の検討等を行っています。また毎年実施される「全国児童心理施設職員研修会」、隔年実施される「全国児童心理治療施設職員研修会生活指導部会」、「全国児童心理治療施設職員研修会心理治療部会」、また各ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中



国・四国九州)での交流、研修等々を行い施設の支援力の向上に努めています。

現在 児童心理治療施設は小中学生を中心に就学前児童、高校生から22歳年齢までの児童生徒に対して、入所、通所による支援を実施すると同時に家族支援を行い、家族再統合、可能な限り地域で生活を目指しています。支援児童数は入所・通所含めて1598人(1922年3月31日現在)である。

また児童心理治療施設は発足当初より、医療(医師、看護師)、心理(臨床心理士、公認心理師等)生活(保育士、児童指導員等)、教育(小・中・高教員)栄養(管理栄養士、栄養士等)等各専門職員が連携しチームを組み支援するシステムを提唱し、実践してきました。この支援システムを「総合環境療法」と言い、児童心理治療施設の基本的構造です。

近年、少子化が進展し、児童数が減少する中、児童

虐待や発達障がい児童等は増加しており、支援のニーズは高まっています。入所児童が多様化し、支援の困難ケースが増加する中、更なる職員の支援スキルの強化とともに、家族再統合支援の強化が求められています。また現在、少子化の進展に対応するため、国全体で「子育て支援」が行われています。こうした中、児童、家庭に対してさまざまな支援対応のスキルを持つ、児童心理治療施設の役割は高まっています。今後更に、入所児童や家族への支援とともに、地域社会の児童、家庭、子育て支援機関への相談、支援等が必要になっています。要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心とした地域での子育て支援のソーシャルワークへの積極的な関与も求められます。今後「地域のこころの問題」の支援、相談機関の中核として、「児童・家庭支援センター」「児童心理治療センター」等の設置、併設も必要となっています。

